

JSG ニュースレター

<Tax>

「中小企業発展条例」

第 35 条、第 36 条の 2、第 40 条

經濟部が改正案を予告

クライアント各位

拝啓 時下益々清栄のこととお慶び申し上げます。

經濟部は現行の「中小企業発展条例」に関する租税優遇措置が、2024 年 5 月 19 日に失効することを受け、税制上の経済的なインセンティブにより中小企業*の発展と変革を奨励し、中高年および高齢者の人材雇用増加、一般従業員の給与水準の引き上げを促すことを目的として、[「中小企業発展条例」第 35 条、第 36 条の 2、第 40 条の改正案](#)を予告しました。改正案のポイントは以下のとおりです。

*中小企業とは、中小企業発展条例第 2 条及び中小企業認定標準第 2 条に基づき、「法に依り会社登記又は商業登記を行っている、払込資本金額が新台幣ドル 1 億元以下、又は経常的に雇用する従業員が 200 人に満たない事業」を指します。

条文	追加/改正内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 第35条 (営利事業所得税の優遇措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発に投資した支出にかかる営利事業所得税低減の適用対象について、リミテッドパートナー事業も適用範囲とする条文を追加。
<ul style="list-style-type: none"> ● 第36条の2 (新規雇用かつ給与支給総額引き上げにかかる割増控除) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業が従業員を新規雇用した場合の給与の支給金額の割増控除に関する租税優遇措置の適用要件である、「経済動向指数が一定の値まで達した状況下において」の部分を削除。また、優遇適用する中小企業について、新規投資により設立した、または増資により規模を拡大した中小企業とする要件を削除。 ● 改正により、中小企業が特定の従業員（24歳以下および45歳以上の台湾籍従業員）を新規雇用した場合の給与支給金額について、割増控除率を150%とする。 ● 中小企業が従業員の給与を引き上げた場合の給与支給金額の割増控除に関する租税優遇措置の適用要件としていた「経済動向指数が一定の値まで達した状況下において」の部分を削除。 ● 改正により、中小企業が台湾籍の一般従業員の平均給与の給与水準を引き上げた場合、法定上の基本賃金の調整以外で増加した、台湾籍の現職の一般従業員に対する支給金額について、毎年の割増控除率を150%とする。
<p>第40条 (施行日、期限)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今般の改正案の第35条および第36条の2の施行期間を2024年1月1日から2033年12月31日までとする条文を追加。 ● 改正により、現行の第35条の1（知的財産権の譲渡に関する所得の減免）の施行期間を2033年12月31日まで延長。

勤業衆信の見解

経済部は、中小企業の多様な人材需要および国内の就業人口構造の変化に鑑み、中小企業発展条例第36条の2の改正案では、従業員を新規雇用した場合の給与の支給金額を割増控除する適用対象について、現行の24歳以下を維持するほか、新たに45歳以上の従業員についても租税優遇を享受できるとする条文を追加しています。このほか、従業員の新規雇用や従業員の給与

増額にかかる給与支給金額の控除率が一律 150%に引き上げられます。ただし、従業員を新規雇用する場合の給与支給金額の割増控除については、改正後の規定でも引き続き、中小企業は従業員を新規雇用するとともに、企業全体の給与支給総額を引き上げなければならないとしている点に注意が必要です。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



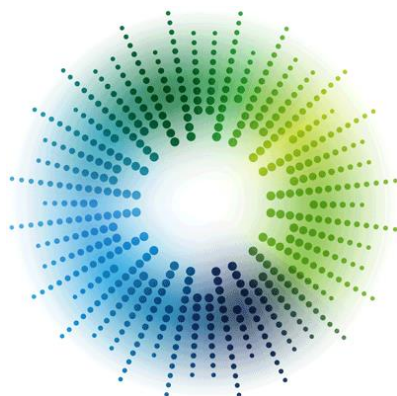
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

經濟部預告修正「中小企業發展條例」 第 35 條、第 36 條之 2、第 40 條草案

經濟部考量現行「中小企業發展條例」既有租稅優惠措施將於民國（以下同）113 年 5 月 19 日落日，為延續前開措施以稅制上經濟誘因鼓勵中小企業升級轉型，增加聘僱中高齡及高齡人才，並促進基層員工薪資增長，爰擬具「[中小企業發展條例](#)」第 35 條、36 條之 2、第 40 條修正草案，謹彙整本次修正重點如下：

條文	增訂/修訂內容
第35條 (所得稅之優惠)	<ul style="list-style-type: none">● 針對研究發展支出抵減營利事業所得稅之適用對象，增訂納入有限合伙事業。
第36條之2 (增僱員工且提高薪資給付總額加成抵減)	<ul style="list-style-type: none">● 刪除以「於經濟景氣指數達一定情形下」作為中小企業增僱員工時薪資費用加成減除租稅優惠之要件，同時刪除適用優惠之中小企業需為新投資創立或增資的門檻要件。● 修正中小企業增僱特定對象員工（24歲以下及45歲以上本國籍員工）之薪資費用加成減除率為150%。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 刪除以「於經濟景氣指數達一定情形下」作為中小企業加薪員工時薪資費用加成減除租稅優惠之要件。 ● 修正中小企業調高本國籍基層員工之平均薪資給付水準時，得就每年非因法定基本工資調整而增加支付本國籍現職基層員工薪資之費用加成減除率為150%。
第40條 (施行日與期限)	<ul style="list-style-type: none"> ● 增訂本次修正之第35條及第36條之2施行期間自113年1月1日起，至122年12月31日止。 ● 修訂延長原第35條之1(有關智慧財產權讓與所得之減免)施行期間至122年12月31日止。

勤業眾信觀點

經濟部考量中小企業人才多元需求及國內就業人口結構變化，中小企業發展條例第36條之2的修法方向，將增僱員工薪資費用加成減除的增僱對象，除維持現行24歲以下青年外，亦增加納入45歲以上員工亦能享有租稅優惠，另外也將增僱員工與員工加薪薪資費用加成減除率調高至一體適用的150%，惟需注意於增僱員工薪資費用加成減除部分，修正後規定仍維持現行中小企業增僱員工後也須同時提高企業整體薪資給付總額的規定。



Get in touch

[日商組新聞稿之歷史消息請點這](#)

[日商組官方網站請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所網絡及其相關實體(統稱為"Deloitte 組織")。DTTL(也稱為"Deloitte 全球")每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不能就第三方承擔義務或進行約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他行為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、邦加羅爾、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、孟買、新德里、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。

對於本出版物中資料之正確性及完整性，不作任何(明示或暗示)陳述、保證或承諾。DTTL、會員所、關聯機構、雇員或代理人均不對任何直接或間接因任何人依賴本通訊而產生的任何損失或損害承擔責任或保證(明示或暗示)。DTTL 和每一個會員所及相關實體是法律上獨立的實體。

© 2024 勤業眾信版權所有 保留一切權利